

感染症等を起因とした旅行者の減少等、経営環境の変化に直面している

旅行者等向け特別相談窓口の設置について

新型コロナウイルスに関連した感染症を起因として、中国への企画旅行の取りやめ、手配旅行の自粛及び中国からの団体旅行や個人向けツアーなどの取り扱いの停止等により旅行者の減少等の経営環境の変化に直面している旅行者等からの相談や要望にきめ細やかに対応するため、2月17日より、地方運輸局等内に特別相談窓口を設置します。

1. 趣旨

感染症を起因とした旅行者の減少等、経営環境の変化に直面している旅行者等の不安を解消するため、地方運輸局及び内閣府沖縄総合事務局内に特別相談窓口を設置し、旅行者等の状況や要望をお聞きした上で、活用可能な支援策の紹介や、経済産業局・都道府県労働局等と連携した支援を行います。

2. 特別相談窓口連絡先（旅行者等）

別紙のとおり

3. サポート内容

- ・旅行者、旅行者代理業者及び旅行サービス手配業者からの相談・要望対応
- ・旅行者、旅行者代理業者及び旅行サービス手配業者が活用可能な支援策の紹介
- ・中小企業支援策や雇用調整助成金の活用を検討する旅行者、旅行者代理業者及び旅行サービス手配業者に、経済産業局や都道府県労働局の窓口を案内

観光庁参事官（旅行振興）付 吉田、山崎

電話：03-5253-8111（内線27340、27328）

直通：03-5253-8329

FAX：03-5253-1585